



医政発 0511 第 5 号
令和 5 年 5 月 11 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

「看護師等養成所の運営に関する指導ガイドラインについて」
の一部改正について (通知)

平素より看護行政の推進にご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和 4 年 9 月 30 日に「大学設置基準等の一部を改正する省令」(令和 4 年文部科学省令第 34 号。以下「改正省令」という。)が公布され、同年 10 月 1 日から施行されたところです。本改正省令により、大学通信制教育設置基準(昭和 56 年文部省令第 33 号)が改正され、通信教育の授業をインターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて提供することが可能であることとされました。

このように、保健師養成所、助産師養成所、看護師養成所及び准看護師養成所を取り巻く状況の変化に対する対応と学生支援体制をより充実させることを目的に、「看護師等養成所の運営に関する指導ガイドライン」の一部を別紙のとおり改正し、令和 5 年 6 月 1 日より適用することとしましたのでその旨通知します。

なお、本通知の発出に伴い、「外国人の看護婦等養成所への留学、就学に係る留意事項について」(平成 6 年 2 月 23 日付け健政発第 145 号)の通知は廃止します。

つきましては、内容についてご了知いただくとともに、貴管内養成所に対して、貴職からこの旨周知願います。

また、本通知は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。